

議案第 25 号

小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年小松島市条例第 18 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を
改正する条例

小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年小松島市
条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「一般収集計画」を「一般収集計画（粗大ご
み）」に改め、「処分するものについては」の次に「，当分の間」を加える。

別表中第2号を第3号とし，第1号の次に次の1表を加える。

（2） 本市が収集，運搬及び処分をする場合（第9条第1項第1号の規定
による容器を使用しなければならないものに限る。）

種別	取扱区分	単位	処理手数料
ごみ及び 燃えがら	規則で定め る一般収集	容器（指定ごみ袋（大））1袋につき	20円
		容器（指定ごみ袋（大（レジ袋式）））1袋につき	20円
	計画により 行う場合	容器（指定ごみ袋（小））1袋につき	16円
		容器（指定ごみ袋（特小））1袋につき	8円

附 則

この条例は，平成28年7月1日から施行する。